

第5回 雲仙市都市計画審議会議事録

1. 開催日時：平成22年11月9日 10:00～11:40
2. 場所：雲仙市役所 ふるさと会館 視聴覚室（2階）
3. 議題
 - 第1号議案
 - 雲仙市景観計画（案）への意見について
 - 報告事項
 - 都市計画道路の見直しについて
4. 景観計画（案）への意見
 - ・景観づくりの基本理念について
 - 理念2へ「感謝と責任感」
 - 理念4へ「美的教育」
 - 理念5へ「のぼり等車の出し入れの際、危険となるものの除去」
 - 以上を追加すること。
 - ・重点地区の指定について
 - 景観を意識した上での活用を考え、各々行為の基準を明確に指定すること。
 - ・周知方法について
 - すばらしい景観を市民へ再認識させるような手段を検討すること。
 - 同様に事業者にも景観を再認識する手段を講ずること。
 - ・行為の基準について
 - 地域の素材、地域の中の技術等を活かし経済の活性化にもつながるような規定を設けること。
 - ・ジオパークについて
 - ジオパークについての内容を盛り込むこと。
 - ・全体的な語句の表現について
 - 表現の統一をはかること。
 - ・景観重要建造物について
 - 百花台公園を取り上げること。

- ・ 景観まちづくりの推進施策について
景観計画推進後の評価をする場を設けること。
- ・ 地点やルートについて
地域高規格道路島原道路を盛り込むこと。
- ・ その他新たに追加を検討するもの
廃屋や空き家の除去・有効活用。
関係者において、経済活動としての景観計画の位置づけの意識統一を図る。

5. 議事内容

以下のとおり

第1号議案について

(会長)

皆様おはようございます。本日の審議会が円滑に進みますよう委員の皆様方のご協力を宜しくお願い致します。

まず始めに、第5回雲仙市都市計画審議会の成立について確認を致します。1名少し遅れるとの連絡がございましたが現在出席の委員は11名、欠席4名であります。委員総数の半数以上の出席でありますので、雲仙市都市計画審議会設置条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを確認致します。

それでは議事に入ります。只今より、第1号議案『雲仙市景観計画（案）への意見』について審議を行ないます。担当より説明をお願いします。

(観光物産まちづくり推進課)

失礼致します。雲仙市の景観計画を担当致しております。観光物産まちづくり推進課でございます。

雲仙市の景観計画につきましては、8月4日に開催をされました、第4回の都市計画審議会の中で経過の説明をさせて頂きましたけれども、景観法の第9条第2項に、景観計画を定めようとする時は、都市計画区域、又は準都市計画区域にかかる部分について、予め都市計画審議会の意見を聞かなければいけないという規定がございます。本日はその規定に基づきまして、委員の皆様からご意見を頂きたいというものでございます。

景観計画につきましては、平成20年度より景観計画策定委員会を設置致しまして、策定に取り組んで参っております。22年度に入りましてから、市民説明会、それからパブリックコメントを実施致しまして、市民の皆様からご意見を頂いて、策定の方を進めて参りました。今回都市計画審議会において、策定委員会に取りまとめました、『雲仙市景観計画（案）』について、ご意見を頂く予定でしたけれども、先般11月2日に開催致しました策定委員会の中で若干の修正、内容等の修正はございませんでしたけれども、表現方法、それから計画

案の構成、この辺について若干の修正がございましたので、現在その修正作業の方を行っております。今回資料と致しましては、素案の方を提出させて頂いておりますが、この中で計画についてご意見を頂きたいと思えます。内容につきまして変更はございませんので、その辺りはご了承を頂きたいと思えます。皆様方のご意見につきましては、次回開催致します策定委員会において協議をさせて頂きたいというふうに考えておりますので、宜しくお願いを申しあげます。それでは計画の説明につきましては、この策定の業務を委託しております、コンサルより説明をお願い致します。

(コンサル)

今お話がありました、雲仙市の景観計画の今日は内容につきまして、私の方からご説明差し上げたいと思えます。失礼ですが、座りながら説明させて頂きたいと思えます。

説明にあたりましては、配布させて頂きました資料に基づいてご説明をしていきたいと思えます。お手元に景観計画関連では3つの種類の資料があるかと思えます。1つは横使いでプリントされているもの。これは表示しています画面と同じものですので、後程私が画面の方を追いましてご説明差し上げますので、お手元にも同じものを置いております。それと2冊、縦使いの計画書の(素案)というかたちで、お配りをしております。カラーの方が景観計画全体の内容ですね。パブリックコメント用、いわゆる市民向けに簡単に掻き摘んでまとめた概要版というものを作っております。これがカラーの分になります。そして(素案)と書いてあるモノクロの分。これは景観法に基づいて、定めるべきものを抽出して、いわゆる景観に基づくルールといいますか、その部分を冊子にしたものという、2つの構成で、今までパブリックコメントであるとか、或いは市民説明会等を行ってきておりましたので、お手元にある資料はそういったかたちの構成になっております。1点、訂正がありますので、ご連絡差し上げます。この横使いの画面と同じといった配布資料の中の8ページ目。そして先程概要版といいました縦使いのカラーの方の22ページ目。こちらに“行為の基準”というかたちで、表が載っているかと思えますが、こちらの工作物と書いてある部分の②のところ、“高さ5m以上”という表示になっていたかと思えますが、こちらが先般の策定委員会の方で、指摘を受けた部分がまだ修正ができておりませんでしたので、“以上”という言葉で“超える”というような、上の①と同じような表現になりますが、“5mを超える法面”という表現になります。もう1冊の素案の方は訂正は間に合ったのですが、申し訳ございません、こちらのカラーの分につきましては、今の部分がまだ古いままでしたので、訂正の方お願い致します。

それでは私の方から概要をご説明差し上げたいと思えます。先程言いましたように画面の方と横使いにプリントされたものが説明の資料になりますので、こちらを見てご説明差し上げたいと思えます。

まず1枚目。“雲仙市景観計画”というタイトルの下に、計画の理念にあたるもの、そして一番大きな目的というような文章を掲げております。いわゆる景観法に基づく景観計画ということで、策定して参りましたけれども、こちらが今ご紹介ありましたように、観光物産まちづくり推進課というところを中心に策定をしております。冒頭のご挨拶にもありましたよ

うに、今回の景観計画の大きな目的は、いわゆる市街地の、都市部の景観計画のような建物がかなり立て込んだ所で、強い規制やルールをして、開発を抑制していこうというものとは少し経路が違って、そういう都心部のいわゆるルール規制型の景観計画とは少し経路を変えまして、雲仙市のいろいろな景観であるとか、或いは風景の現状を把握していく中では、“守る”とか“育てていく”といった側面を強めていこうというような大きな目標を掲げて、進めて参りました。計画の中では雲仙市ならではの風景と呼んでいますけれども、元々雲仙市域の中にある、景観資源やいわゆる市民の方々に愛され残されている風景というのを、いかに守っていくのか、育てていくのかという事を一番の目標におこうというようなかたち。そして、もちろん規制事項や誘導事項も盛り込んでおりますけれども、そういったものと合わせて、先程の冒頭にありましたような、市全体の景観計画というものが、最終的には市の活性化に結びつくようなイメージで進めていけないかということで、この景観計画の策定を進めて参りました。

次のページですが、“景観まちづくりのねらいと要点”ということで書いております。景観まちづくりという言葉が景観計画の雲仙市版の俗称のようなかたちで、我々呼んでおりましたけれども、そのダイアグラム、概念図の中にありますように、真ん中に地域の活性化というものを据えまして、右側の雲仙市ならではの景観づくりをしていくというようなことを狙いというふうに定めております。雲仙市の景観の現状をいろいろと把握していく中では、歴史的なもの、或いは地形的なもの、特徴、その上に脈々と受け継がれている文化や伝統があります。そして現代の市民の方々の生活であるとか風習のようなものが、更にそういう歴史や地形の上に成り立っています。それらがいわゆる産業活動や経済活動、生活を支えている生業になっていたり、そういったもので雲仙市の景観というものが、構成されているのではないかと。いわゆる景観を良くしていく、育てていくということで、最終的にはそういった経済効果であるとか、観光振興を含めまして、雲仙市の活性化に効果が現れてくるのではないかと。我々もコンセプトとして考えておりましたし、市民説明会の中でもそういったかたちの説明をして参りました。その下書いてある文章、強い規制をかけることが第一意義ではないということが書かれております。そして、では何をするのかという部分では、先程言いましたように雲仙市ならではの風景、その意味であるとか、或いは価値を市民の方や或いは我々行政も再度認識をして、身近な所から景観を少しずつ良くしていこうというようなことを最重視した計画だということを、この“ねらいと要点”という部分ではまとめております。

そういった前提条件の中で、次のページにありますように、雲仙市の景観の特徴というものを、いろいろと把握をして参りました。こちら画面にはすごく簡単に示させて頂いておりますけれども、もう少し細かい内容は、先程のカラーの概要版の5ページ以降に少し整理をさせて頂いております。雲仙市の景観の特徴を調査の中では、自然的景観という視点や或いは歴史的な景観、文化的な景観、そして今現在の生活に現れてくるようなまちの景観という3つの視点で整理をして、或いは今ジオパークということで、雲仙市も含めた島原半島全体が非常に特徴豊かな、地形豊かな環境であると評価を受けておりますけれども、そういったものを含めて島原半島の中で、雲仙市がどういう特徴があるのかといった視点でその特徴を

まとめていきました。そこを細かく話しますと、かなり時間も超過してしまいますので、特徴として押さえているところ、画面にありますように、雲仙山系、雲仙岳を中心として、緩やかで部分的には急傾斜な部分もありますが、丘陵地として海岸部に至る平野であるとか、或いは海そのもの。そういった地形形状の中に、この雲仙市というものが位置しています。その中で千々石断層であるとかいろいろな特徴的な基盤であるとか、そういった他の土地にはないような非常に変化に富んだような地形の上に景観が成り立っているというのが一番の特徴ではないかなと捉えております。また、ジオパークへの期待ももちろんありますし、そういった地形の上で地形の豊かさを活かすかたちで、水田であれば棚田であるとか、或いは畑であれば段々畑であるとか、そういった地形とともにつくられ、そして今も残されているような農地があったり、或いは土地の広い所であれば牧草地があったり、海際の景勝地であったら漁村があったりと、自然地形と非常に関係付いた中の生業というものが沢山景観資源として、今も残されていて、それらが現在の生活にも非常に密接して残っているというのが、非常に雲仙市の特徴としては大きいのかなと捉えてきました。

一方で今回計画にあたりましては、市民の方々にアンケート調査を取らせて頂きました。質問としましては、雲仙市の景観の現状に対する評価であるとか、或いはどのような方向性で景観を、景観づくり、或いは景観保全を図っていくべきなのかという方向性の話等を質問して参りました。得られた結果としては、これも簡単にまとめさせて頂いておりますけれども、雲仙市の市民の方々の認識の中では、やはり他の市町村にはない、自慢できる景観、景色というものがあるという認識は非常に高く感じられました。一方で現在の方々にとっては、このまま黙っていても残っていくものではないだろう、何らか守っていく手立てが必要ではないかという意見も多く挙げられています。そして3番目にありますように、美しい景観が今後維持されていくのかという懸念の意識が非常に強いことも分かりました。そういった市民の感覚も大事にしながら、先程のまちづくりといった部分とそういう美しい景観、今ある景観がいかに守られていくのかという部分を、この景観計画の中では強めて計画づくりをしてきたという部分になります。

そういったものを踏まえて、この景観づくり、景観まちづくりの理念というものを、最初に掲げております。5つの理念というものを左側に書いておりますけれども、まず1番目は“継承と活用”、或いは2番目に“自然への感謝”という言葉掲げております。今までお話をしてきましたように、やはり守るとか育むといった部分をここは強調しようということで、理念の方でも1番目、2番目は今あるものを大切にしていこうというような部分を最初に掲げました。“継承と活用”いわゆる後世に、いかに次世代に受け継いでいくのか、或いはそれらをどうなくならないように活用、利用していくのかという部分の言葉が一番目にきております。それと雲仙市の景観を見ていきますと、やはり自然資源というものが非常に色濃く出ております。そういった自然への感謝、自然を大切にするという気持ちを忘れないようにしようというものを2番目の理念として挙げております。そして3番目は雲仙市の景観の中で展開されています、いろいろな市民の方々の生活。そういった生活環境から景観を良くしていこうということで、“生活環境の創造”という言葉掲げさせて頂きました。そして“自主的活動の支援”。これもアンケートやヒアリングを通しますと、市民の方々の中でも

海岸を綺麗にするとか、或いは公園を大事にするとか、草刈りをするとか、そういった自主的ないろいろな景観維持に関わるような活動というのが、非常に多くありました。こういったものも市としては、何らかの策で支援をしていく。いろいろな市民の活動を支援していくということを、大事にしようということで、こういった理念も掲げました。そして“維持と改善”ということで最後に挙げていますけれども、これは少しルールや規制という部分も絡んできますが、今そういった維持管理、悪くなってきたものを改善していこう、或いはこれ以上悪くならないようにしようといったような維持と改善。こういったものも理念の中では掲げております。

少し今までは前提のような話でしたけれども、この景観計画の計画の部分に今から入っていきます。基本的には景観法に基づく計画の立て方に沿って、整理をしております。順番に入きますと、前半部分がこちらの今回の景観計画では主眼ではないとは言いましたが、やはり最低限のルールであるとか、重点区域を指定していくというようなことが、必要になってきます。特に、今日は都市計画審議会という場ですので、この辺りが都市計画の内容との整合であるとか或いは少しはご意見を頂くようなところなのかなと思いますので、まずはその話をして、後半に先程の市民のいろいろな活動を支援していくような仕組みについての計画というような2本立ての計画の流れでの説明をしたいと思います。

まず、この6ページ目。景観計画区域の指定、或いは重点区域の指定というところですね。今回景観計画区域、いわゆる景観法に基づきます景観計画区域の指定を雲仙市全域と捉えます。先程から繰り返し出てきましたように、雲仙市の景観がある一つの場所に非常に重点的というのはなくて、山から海に至るような大きな自然の地形の中で成り立っております。こういった景観のそのものの構成要素を守っていく為にはやはり全域で捉えていくことが必要だろうということで、一番目に景観計画区域を雲仙市全域とするということにしております。そして、その次に重点区域というものを指定する流れにしております。重点地区というのは、雲仙市の景観計画区域の中で特に重点的、或いは先導的に市民、地域の方々と共に景観形成を図っていくべき場所ということで、現時点は候補地ということで、正式に指定になるのはもう少し時間が掛かるかとは思いますが。候補地ということにはなっておりますけれども、今計画上は、1番目が“神代小路地区”、国見町。鍋島の武家屋敷を中心とした歴史的街並みが残された地区ですね。国指定の伝統的建造物群保存地区にも指定されている所です。2番目に“雲仙岳と岳の棚田地区”ということで、これは、千々石町になりますね。山の中腹。かなり奥の方ですけども、美しい棚田。かなり古くに造られたといわれています、棚田が広範囲に残っている地区です。こちらはまだ指定には至ってはおりませんが、国が選定する重要文化的景観の申し出に向けて、地域の方々の活動が行なわれている場所というふうに認識をしております。3番目に、“雲仙温泉街の地区”ですね。いわゆる雲仙といわれる所ですけども、温泉街地区を中心としたエリアを、3番目の重点区域候補地として取り扱うことにしております。こちら市で、街なみ環境整備事業等が入りまして、それと元々国立公園のいろいろなルールの中で、色彩を統一するとか、或いは屋根の形状を揃えとか、そういった景観に関連する取り組みも古くからなされてきている所です。この3つの地区を、重点地区の候補地区としていくような流れで検討しております。その他、例え

ば小浜温泉であるとか、或いは雲仙岳の中腹の牧草地帯とか、漁港の地区であるとか、他にもこういった重点区域になり得るような、重要な場所というのが雲仙市内にはございます。右側の地図にはそういった場所に色を付けたりしています。こういった方針図になるのですけれども、9ヶ所程、計画の中では候補地を挙げていますけれども。その中でも先程の3地区というのは、先んじて地域の方々が何らかそういう取り組みをしているということで、他の地区よりも一歩先をいっているというようなかたちの候補地と考えている所です。

そして、規制事項、ルール事項というものになります。内容は非常に簡素なものという印象を受けるかとは思いますが、コンセプトとしては大きな景色や景観が守られるという意味での最低限のルールを定めていこうということで、検討してみた内容です。

まず、景観計画区域といわれます、市全域にかかってくる行為の制限事項ということになります。市全域に対しましては、届出行為を定めるというようなかたちになります。届出行為の対象としますが、その下の表にありますように、一般的に、大規模な建築物や工作物という所になります。今の案では、こちら建築物につきましては、高さが10mを超えるもの。そして床面積が1,000㎡を超えるもの。そして、次に工作物におきましては、これも大規模なもので、高さ10mを超えるもの。或いは、高さ5mを超える法面または擁壁ということにしております。同じように開発行為につきましても、1,000㎡を超えるものというものを大規模な建築物、工作物と捉えまして、これらの行為につきましては、届出を要するということを、雲仙市景観条例というものを同時に策定しておりますけれども、条例の中で届出の義務といいますか、届出行為が必要だということを定めているというかたちになります。市全域につきましては、そういった大規模なものを届出の対象としまして、次の9ページに示しておりますような、行為の基準の中で、行政からの指導をしていくというようなかたちになります。行為の基準を9ページ目、10ページ目に示しておりますけれども、大まかなコンセプトとしましては、各敷地からいわゆる雲仙岳の眺望であるとか、或いは高い所からであれば、海を見下ろすような眺望であるとか、そういった大きな景観に対するいろいろな特徴、そういったものへの阻害、そういったものを妨げないようにしようというのが、一番大切にしている所であります。それと後は歴史的な街が隣接する場合とか、温泉観光地の中であるとか、そういった立地条件に応じて、それぞれの周辺の街並みとの調和というのを図っていきましようということを、コンセプトとしてこういった基準事項を設けております。10ページの方は少し細かくですが、建築物、工作物の配置、形態・意匠いわゆるデザインですね。素材や外観の色彩。開発行為に対しましては、土地の形状及び緑化という項目でそれぞれ基準を設けています。運用につきましては、観光物産まちづくり推進課の方が窓口となりまして、今まで庁内連絡会議のようなものを取らせて頂きましたけれども、庁内の他の課とも連携しながら、こういった指導をしていくということになります。条例上は指導をする。そして従わないことがあれば、勧告ができるというかたちになりますので、具体的には、そういう業者名を公表するとか、景観法で罰則をもちろん設けられますし、罰金を取ったりも可能ではあるのですけれども、今回の条例の中ではそこまでの厳しい規定は控えておこうということで、指導・勧告という言葉で、今後、市としても取り組んでいくというかたちになります。

11ページが、“その他の取り組み”ということで、先程申しました重点区域の指定ですね。先程お話ししました、3つの地区をまずは候補地として、進めていくというかたちになります。内容につきましては、条例の中でも定めますけれども、先程の届出の行為よりも、もう少し厳しくなしまして、ほぼ全ての建築行為とか或いは工作物の設置行為が届出の対象になるというイメージで捉えて頂ければいいかと思います。指導に関しましては、市全域の指導事項よりも少し厳しめになりますけれども、これは今規定しておりませんのは、いずれも各地区の住民の方々とやはり協議しながら決めていかなければいけないかなと思ひまして、まだそこまで検討が進んでおりませんので、今回の景観計画の中では、あくまでも候補地ということで、3地区を扱うという言葉での表記として控えさせて頂こうかなと思っております。

あと後半になりますが、その他先程も言いましたように、いろいろな市民の方の景観づくり、景観まちづくりと言えるような活動に対してのいろいろな支援の策というものを、市の中で検討してきた内容が最後になります。まず1番目に“景観まちづくりアドバイザー制度”というふうにしております。先程の届出制度の中の指導であるとか、或いはその中で特に景観上の影響が大きい物件であったりした場合には、市の内部でもこういった景観に対する判断であるとか、検討というものが難しい部分があります。これらは条例の中では“景観まちづくりアドバイザー”という言葉で、学識の経験者であるとか、或いはそういったデザイン・建築の専門家の方々をお招きするようなかたちで、場合に依じてアドバイスを頂けるような仕組みをつくるというのが、このアドバイザー制度になります。

そして、“景観重要建造物、樹木の指定”ということでもあります。これも景観法に定められている内容ですけれども、考え方としては文化財で例えば古い建造物であるとか、古木のようなものを指定したりしますけれども、それに近い発想で景観上特徴的なもの、景観形成上重要なものの中で、建造物や樹木を指定していこうというふうに考えております。ですので、若干文化財の方とは違ひまして、歴史的なものだけではなくて、例えば、建ったばかりのものでも非常にデザイン性に優れているものとか何か景観に配慮されているものというのが、出来上がってくれば、こういったものの対象にはなるかと考えておりますが、いちおうそこで想定されるものというふうに挙げております。例えば旧小浜鉄道の跡、或いは周辺のトンネルであるとか、橋であるとか、漁港。公園として親しまれているものも、こういった建造物の対象になるかと考えておりますし、その下に書いていますような寺社の大きな木であるとか、例えば小浜温泉街では、ジャカランダの街路樹を街の方々が大切に育てて、イベント等をしております。そういった市民の活動と、共に育まれているようなものも、対象として想定できるのかなというふうに考えております。指定については、今後の運用の中で、進めていくようなかたちになります。他に市民団体の認定や或いは下の景観重点区域協議会の設置ということも、条例の中に盛り込んでおります。市民の活動の中で、景観まちづくりに資するいろいろな動きがございます。その方々も沢山の資金があるわけではなくて、基本的には皆さんボランティア感覚でされているようなことも多くあります。できるだけそういったものに対しては、市としても支援をしていきたいということで、もちろんお金だけではないのですけれど、例えば専門家であるとか何か出前講座のようなかたちで、市民の方々、団体に対して、派遣をするとか、部分的にはそういった費用の援助等も今検討している中で

ございます。その他重点区域に先程3つの候補を挙げましたが、他の地区でも取り組んでいきたいという声が市民、地域の方から挙げれば、それも市としては積極的に支援していききたいということで、そういった協議の場をつくることを支援したり、その場でのいろいろな情報提供を市としても積極的にしていくというようなことも考えております。最後になりますけれども、表彰ということで、景観まちづくりに寄与しているようないろいろな建物、或いはそういった活動に対して、すごく長く続けられているものとか非常に効果的に考えられているものに対しては、何か表彰をしていくようなことも、考えております。先程の指定というもの、資金的な支援な支援もそうなのですが、やはりそういう活動があるのだということを、市民の方にも広く知って頂くこと、啓発とか意識向上にも繋がると思いますので、そういったものについても積極的に取り組んでいこうということを最後に加えさせて頂いております。

以上で景観計画の概要、説明になります。最初の冒頭にご説明しましたように、ルールをつくる、規制をしていくというものばかりではなくて、後半にお話をしたような市民の方々の意識をもっと引き伸ばしていくとか、或いはそういった意識の中で、いかに守っていく、育てていくということが出来るような土台づくりというようなコンセプトで、この景観計画というものを策定しているところです。今日をご審議の程お願い致します。以上です。

(会長)

はい。只今担当から説明がありましたが、何か皆さんからご意見なり、ご質問等ありましたならば、どうぞ。

(委員)

すみません。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

これを拝見させて頂いて、率直な感想、お願いというところなんですけれど。細かいことはこれから決められていくことだと思うのですが、是非景観づくりの理念のところの2項に、“自然への感謝”とありますが、ここに住民がこれを守っていく、感謝と責任感が必要だというような内容の言葉を盛り込んで頂けたら有難いと思います。

と、いいのですが、今まで自然の恵みの中で先人が歴史文化を築いてきたその上に私達が今この地域で生きているわけですから、こちらの計画を読むと、雲仙市の景観は市民共通の宝とありますけれども、私は市民共通の宝であると同時にこれは日本の宝物だと思うのですね。各地域の景観。それを私達雲仙市民はお預かりしている責任感を持たなければいけないといったようなものがあって欲しいなと思います。例えば自主財源が非常に小さい中、今町が成り立っていく中で、それは多くの日本の人達が稼いできた税金で、この地域が成り立っ

てきていると思うのです。やはりそういった意味で、景観というものが、多くの日本人達にとっても、宝物なのだと。それを私達がこの地域に住んでいる。優先的に使わせて頂いているのだという意識が、非常に大事ではないかなと思っています。

それから4番目、“自主的活動への支援”のところに、是非ともこれは方針の細かい方の実現の段階で出てくるとは思うのですけれども、子供の頃から年寄りまで全部生涯学習として、デザインとか美しさ、美的教育というものを盛り込んで頂きたいと思います。実は私もいろいろなまちづくり委員会等に参加させて頂いておりますけれども、そういった所に参加している方々がよくおっしゃるのは、せっかく何々を整備したので、これが目立つように道路に大きな看板を立てようではないとか、子供達が一緒に地域を見て歩いて、子供達の感性を地域づくりに活かそうと。子供達はあそこのコンクリートの灰色が嫌だから、ピンクに塗ろうとかいうことをおっしゃったりするのだけれど、そういったことではなくて、もっときっちとしたデザイン、美的、美学の基礎教育の元に発言をし、行動のできるような仕組みというものをつくって頂きたいと思います。例えばアメリカの事例では、町の中に住民が主体となって、美的判断をする組織があって、例えば高校生が文化祭でポスターを貼った時に、その団体に持って行って、そのポスターが景観の邪魔をしないかとか、美しいとかきちんとした審査を受けて、何回もつき返されて、それをクリアしたものが貼られているのです。そういった徹底した美的教育といったものがない中で、景観というものを浮ついたかたちで語っていくことがないような計画にして頂きたいと思っています。

あともう1点。5番目の“維持と改善”の所に関しては、様々な看板、のぼりの類が町の中に溢れておりますけれども、のぼりに関しては、車の出し入れの際等に危険になるものもあるのですが、そういったものがある日台風の後全部吹き飛んだことがあって、その後の清々しい美しさといったらなかったのです。そういったようなことも是非盛り込んで頂きたいと思います。

そして、今重点地域が指定されていましたが、今皆さんは車とかそういったもので移動されているので、昔のように観光バスで、次の地域、次の地域と行っているわけではありませんから、ずっと景色というのは目に入り続けていくわけですね。事例を挙げると、ツール・ド・フランスという自転車のレースがありますよね。あれは永遠と長々とビデオが全世界中に流れていますけれども、その期間中ずっと、ですよ。どこの地域もずっと何時間も、何日間も放送されている映像の景観の美しさにどこも破綻がないですよ。変なのぼりや看板があったり、変な建物があつたりだとか、そういうものがない、破綻のない繋がりをこれから求めていく。ツール・ド・フランスは全世界の10億の人が見ているのです。そうすると、それを見た人達が、例えばその地域に行けなくてもフランスの美しい文化とか、奥の深さを感じて、では今度ワインを買うのだったら、フランスのワインを買ってみようとか、そういう感じになっていくと思うのですよ。だから破綻のない繋がりになっていくように、基礎教育とかそういったものを、若い人から年寄りまで、生涯かけて学習して実践をしていくような仕組みづくりというのを、是非して頂きたいと思いました。以上です。

(会長)

はい、有難うございました。

これについては、何かありませんか？

(観光物産まちづくり推進課)

貴重なご意見有難うございます。

これにつきましては、私共の方ももう1回検討をさせていただきますけれども、基本的な所はやはり先程も委員さんが言われました、これは雲仙市の宝だと考えておりますので、これを守っていくということもですが、いかに活用するのかということも、私達としては、この景観計画の中に盛り込んでいきたいと思っておりますので、今のご意見につきましては、今後慎重に検討させて頂きたいと思っております。有難うございます。

(会長)

文章の表現とかそういうことでもう少し具体的に表現を直したいということであれば、事務局の方に話してもらっていいでしょうか。他に皆さん方ないでしょうか？

(委員)

今の10ページに市全体の“行為の基準”、その前に全市の、これも同じですね、“行為の基準”というのがあるのですが、やはり11ページに、いちおう今の時点で“重点区域の指定”ということで、神代小路、棚田、雲仙温泉街ということで、とりあえず最初の重要地点が3つ。そうすれば、先程の10ページの基準というところで、やはり全て文言が多いわけですね。結局市民の方々が、木を伐採する場合でも、さてどれぐらいが基準になるのだろうか。ということで、逆に申請をあげてきた側の方の行政の方のチェックの体制も、今の一番最初にも整合性を図るとかあるのですが、自分では整合性は合っていると思っても、中々そういう所の数値的がないから、私は今3つの重要地点の指定するのであれば、近江八幡市の都市計画の基準の例を見ているのですけれど、やはり旧集落地、以前からあった神代小路辺りとかそういう所も、それに値するかとは思っているのですが、それとか棚田ですね。これは逆に農地とかそういう地域、それとかまた後から出てくるのでしょうかけれども、国見のサッカーとかそのような地域も候補になっているのですが、そういう中でそれを形成する基準、そういうものをある程度、数値をある程度挙げていくと。この例を見れば、幹幅が10mを越える木は伐採してはいけないとか、いろいろあるのですね。建物にしても、10mを越えるものは云々とあるのですが、仮に改装等をしたりする場合は、神社仏閣とかそういうものは、除かれるとか、そういうものの文言をもう少し、3つ各々そこにマッチした行為の基準というものを作成して欲しいなと思いました。それは今から先次々、最初は3つでも後からまた追加はできますから、この景観基準は。ですからその辺を各々そこにマッチした基準を作成して、ある程度数値も載せて頂くようなかたちがいいかとは思いますが。

(観光物産まちづくり推進課)

基準が曖昧ではないかというご指摘でございました。委員さんが言われるように、景観と

いうのは、どれが良くてどれが悪いのかという基準が中々分かりづらい。概念の中に入っていくところがございます。

高さの10mに関しましては、10m以上はやはり景観を阻害する可能性があるということで、届出をして頂くかたちをとってございまして、その届出によって審議会の委員さん、或いはアドバイザーの皆さんのご意見を頂いて、この建物であればいいだろうということであれば、許可が出るというかたちになるのですが、この色はOKだけれども、この色は駄目だというのが、中々決めにくいということも景観の一つのものでございます。先程のご意見等の中で、重点支援地区については、やはりもう少し細かなその地域、地域に合ったものを選定していかなければならないと思います。これについては、やはりその地域の方々と協議をしながら、進めて参りたいと思いますので、そのあたりは重々検討させて頂きたいと思います。有難うございます。

(委員)

そうですね。結局行為の届をする以上は、それをチェックして、「これでは駄目なのです。こういうふうに変更をして下さい」と言わなければならないことが発生しますよね。そうすると、棚田の所に、石垣ではなくて全然周囲とは違うブロック的な石とか、そういうもので、きちんと崩れないようにと。それでは景観が乱されるので、もう少しそういうものの基準、在来地元でしていた石を使ってとかで、何か基準というものをもう少し各々に適したやり方、そういうものを作成して欲しいと思います。宜しくお願いします。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

この景観計画、非常に抽象的な項目もあるし、最終的にはちょっと説明があった通り、罰則はしないということで、指導とか誘導とかいうようなことで、指導勧告まではできるのだというようなところで、それ以上の厳しいものはしない。その趣旨は分かります。

我々考えてみますと、もう何十年も、何百年もその地に住んできているわけですね。そして、この景観は素晴らしいものだという再認識をさせるということが非常に大事だと思います。それは何十年も四六時中行動をしているということで、改めて素晴らしい所をやはり市民、或いは事業者、関係者に認識をさせなければならない。そういうことが大事だろうというふうな理解をしています。それから届出についても、届出・規制をさせて誘導ということは、ここまでしてくれないかという話し合い、という程度のところでしょうね。今のところ、そういう感じがします。そういうことで事業者についても、市民はもちろんですけれども、その辺りを充分認識をして頂いて。「素晴らしい、素晴らしいのだ」と。その辺りから始まらないと、中々この計画というのは、思い通りにはいかないというようなことです。

それと開発等があった場合、いかに早期に発見をしていくか、掌握をしていくか。そのあたりが何か表に書いてありますけれども、そのあたりのシステムづくりも市民が本当に目を

光らせていくのだと。これは今後の実施計画の中で、そういうことが計画されると思いますけれども。やはり私が一番大事だと思うのは、この素晴らしい景色を、いかにして市民に認識させるか。そのあたりがポイントではなかろうかと思います。

(観光物産まちづくり推進課)

はい。有難うございます。

おっしゃられる通りでございますので、確かにこの景観の価値を皆さんが認識をして、やはり素晴らしいものだということを、市民の皆さんがまず認識をして頂いて、事業者も行政も一緒になって、守っていく、或いは活用していくという側に今後は進めていきたいと思っています。有難うございました。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

今のご意見に追加ですけれども、本当に市民の人達が、素晴らしい景観があって、その土地、土地で、守っていらっしゃる人がいるということですが、そういう必要があるのですけれども。ただ印刷物で、「景観があります。指定をしています。」というようなことでは、中々徹底しないのですね。文字とかはあまり見る人が、特に高齢者の方は。そういう手段といいますか、どういった方法で周知をするのか。というようなことも考えながら進めていってもらいたいと思います。そして、まず知って、そして関心を持ってもらうということが大事だと思います。そういう工夫もお願いしたいと思います。

(観光物産まちづくり推進課)

やはりこれは地道な活動になろうかとは思いますが、今現在この計画が策定段階ですけれども、担当課としましては、出前講座とかもやりながら、或いは市民の表彰を、こういう素晴らしい景観があるというところの表彰をする。或いは、そういう活動をされている団体さんの表彰、そういったものの啓発をやっていきたいというふうな考えは持っております。やはり1年2年でこれが浸透するということは、中々難しいと思いますけれども、末永くこれは続けていきたいというふうには思っております。有難うございました。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

10ページの“行為の基準”のところで、先程まちづくり推進課長が活用ということをおっしゃっていましたが、当然経済的な価値が生まれて、地域の中でお金が回ることが必要だと思うのですね。先程拝見したところ、例えば素材の所に、“長期間にわたって良好な景観を維持できるよう、耐久性及び耐候性に優れた材料を用いるよう努める”というような

ことが書かれていますけれども、例えばこれが安易に新建材みたいになってしまった時に、おそらく地域の中で、地域の材料も使わなければ、地域の技術も使われないというようなことも起きてくるのですね。やはり私も今古民家を拠点に地域活動をしていますけれども、これが地域の景観を守る活動にもなると思っています。いろいろな方が今外からいらっしゃってご案内すると、例えば千々石の事例なのですが、千々石をざっと見渡した時に、屋根の色が全部グレーで昔の瓦が使われていて、それが非常に統一感があって、非常に素敵だとおっしゃっている。それもどんどん新建材の建物が建って、どんどん変わってきている。そうではなくて、やはり地域の材料を使う。地域の技術を使うと。それで地域の中のいろいろな林業が少しでも潤う。また、地域の技術をもった大工さんや石工さん達の技術が活かされていくといったようなことが、ぜひこの計画の中で、盛り込まれていくようになって頂きたい。例えば本当に薄く切ってしまったような、製材をしてしまったようなものは耐久性がないけれども、ある程度農家の梁のようなものというのは、やはり100年の木は100年持つというではないですか。それがまた時間を経ることによって、逆に価値を増すような素材ですよ。これは天然素材以外にないと思うのですよ。こういったものを使うとといったようなことになっていけば、おそらくそれを保つ為の地域の中の技術が必要になってくるのでお金が回ってくるのではないかと。まさに活用ではないかと思います。そういったようなことを是非盛り込んで頂きたいと思います。

(観光物産まちづくり推進課)

はい。ありがとうございます。

そのあたりは是非やらせて頂きたいと思います。

(委員)

一言だけ。一箇所だけ追加して頂きたいのは、島原半島のジオパークで取り組んでいるのですが、まさに理念3とか教育に関係することなのですから、その書き込み方が非常に弱いというか、概要版の5ページに“期待感”とかいろいろ書いてあります。やはり景観計画の中に、せっかくですからジオパークの所を書き込んで頂きたいのと、それから14ページの辺りに、ジオサイトの位置も含まれているわけですから、この中に入れることはできませんか？地質遺産として活性化のためにもいろんなことがそこで起こりうるわけですから。是非それも記入して頂きたいと思います。

それが1点と、あと一つが非常に細かい話ですけど、中身の用語を統一して頂きたい所があるのです。例えば計画の8ページの所、9つの地域の所の地区の概要の説明の所が、ここだけが“です調”になっている。他の所は全部“である調”ですから。素案の8ページ以降の地区の概要の所の、“取り組んでいます”を“取り組んでいる”とかに。分かります？

(観光物産まちづくり推進課)

はい。分かります。

(委員)

そのようなものが概要版も結構あるのですよね。概要版の5ページ。“景観特性”の“整理します”というところまではいいのですが、“手がかり”以下の所、他の所は全部“です調”なのが、“である調”になっていたりしますから、そのあたりの統一を、他の所も沢山ありますから、見ておいて頂きたいです。以上です。

(観光物産まちづくり推進課)

はい。分かりました。

(会長)

はい。ありがとうございました。

(委員)

ジオパークはどうなったのですか？

(観光物産まちづくり推進課)

先程の概要版の中でいきますと、確かに14ページ。千々石の棚田地区はジオポイントに指定されている所でもありますので、そのあたりは盛り込ませてもらうようなかたちで、策定委員会の方にも、申し出をしたいと思います。あとは、当初の目的の所に、ジオパークというのをもう少し入れ込むということ。

(委員)

理念とか目的の所に書いて頂きたい。

(観光物産まちづくり推進課)

はい。

(会長)

他にないでしょうか？はい、どうぞ。

(委員)

百花台ですね。百花台公園。そこに少し出ていましたけれども、あまりピックアップして出てきていないような気がするのですが。

(観光物産まちづくり推進課)

横長の13ページには、“対象と想定されるもの”の中に百花台公園というものを一応挙げておりまして、今後景観の重要建造物といいましょうか、場所としてはご検討させて頂きたいと思っております。

(委員)

計画の中にはあまり出てきていない。

(観光物産まちづくり推進課)

計画の中に一応事務局としては、こういうものもありますという。

(委員)

もう少しピックアップしてもらえないかなと。

(観光物産まちづくり推進課)

はい。了解しました。

(委員)

すみません。

(会長)

はい、どうぞ。

(委員)

こちらの雲仙市景観計画を見ていて、なぜ8ページに千々石の市営住宅が載っているのか、よく理解できないのですけれど。

28ページに、“景観まちづくりの推進施策”とありますけれども、ここに是非こういった計画、政策を推進した後の評価をすると。どうであったかという評価ですね。それができるものを是非作って頂きたいと思います。何かをする時に、「やりなさい、やりなさい」と言っていて、プラスプラスでいくことはするのですけれど、ではその結果どうだったのかということですね。実際景観を守る活動を1年間した結果が、どうであったのかとかですね。そういった評価をする仕組みというのですか、それを是非加えて頂きたいなど。プラン、ドゥ、チェック、アクションではないですけれども。やはり今まで欠けていたのが、チェックなのですよ。やりっ放しになってしまって、そのチェックをした上で良いことは更に進めよう、悪いことは改善しようといったようなことができるような推進、施策を是非進めて頂きたいと思います。

(観光物産まちづくり推進課)

分かりました。

それにつきましては、景観審議会というのを組織致しまして、そういう評価制度を盛り込んでいきたいと思っています。

(委員)

お願いします。

(委員)

ちょっといいですか？

(会長)

はい。

(委員)

この構想が確定すると、その後の話ですけれども、1万6千世帯、5万の市民の周知、それはどういうかたちで。

(観光物産まちづくり推進課)

一応この後のスケジュール的なものになるのですが、景観条例というものの制定が必要になりますので、これにつきましては議会の方でご審議頂いて、景観条例の方を制定して頂いた後に、正式に景観計画というのが、スタート致します。

今、担当の方で考えていることにつきましては、市の広報誌、これで景観というものの説明と、それから各地域の素晴らしい景観等があった場合は、募集をさせて頂いて、紹介していくと。景観というものはこういうものもありますよというのを知って頂こうという、そういったものの活動をやろうと思っています。その後、先程少し申しました、今後予算等と絡んできますけれども、団体さんの表彰であったりとか、景観区域の表彰であったり、そういったものをしていくことと、それからアドバイザーを設置できるようになっておりますので、アドバイザーの方とかを使いまして、各地域のいろいろな小さな団体から要望があれば、出前講座でこの景観計画についての説明等をさせて頂きたいというふうに考えております。

(会長)

その他に何か大丈夫でしょうか？

皆さんからいろいろ意見がありましたけれども、意見については字句についての修正とかそういうことについてはもう少し、直接委員の皆さんと話してもらって、大勢としてはいいと思うのですが。いいと思いますというのは、皆さんの意見で、大きな意見ではないのですが。小さい語句の修正とかは各自委員会を通じてお願いしたいと思います。以上の意見について、審議会の意見として答申してよろしいかどうか審議したいと思いますけれども。

(観光物産まちづくり推進課)

ちょっと今出して頂いた意見について確認させて頂いても宜しいでしょうか？

先程皆様から頂きました意見の方、まず理念の部分。理念2・4・5の部分ですね。そういった部分について、例えば市民の責任感であったり、基礎教育。そういったものを盛り込んで頂きたいということですね。あと、重点区域の指定に関連してなのだけれど、繋がり

という部分での、そういった景観を意識したかたちでの活用を考えて頂きたいという部分ですね。それと、行為の基準の部分で、現時点で細かい基準が明確に出ていないということで、重点区域の指定の場合については、そういった基準の部分でそれぞれの部分で明確に規定して頂きたいということ。あと景観の再認識といったことで、素晴らしい景観については市民の皆さんにそういったものを再認識して頂く為の手段とか、そういったものを検討して欲しいということ。また、同じように事業者の方達にも景観の再認識、景観の素晴らしいという所を再認識する手段を講じて欲しいということ。あと、文字、イラスト、そういった部分でだけの周知ではなくて、もっと関心を持ってもらう周知して頂く方法というものを、もう一度工夫してもらいたいということ。

あと、具体的な部分では、例えば基準の部分で素材、そういった部分をもっと経済効果、地域活性化にも活かせるような内容で、規定してほしいということ。また、ジオパークとの関連ですね。もっとジオパーク関係の事について、前面に出して、理念目的といった部分についても、ジオパークについての内容を盛り込んで頂きたいということ。また、全体的な語句の表現の部分全体的に見直す必要があるということ。また、百花台公園。一応今の所、景観重要建造物、そういった部分で百花台公園というものを対象と考えられるものということで、挙げさせて頂いておりますけれども、そういったものについてももっとクローズアップして頂きたいということ。あと、この計画自体の評価というものを審議する場をつくって頂きたいということで、これについては条例の中で規定しております審議会の方を設置しました後に、審議会の中でそういった評価といった部分もしていくということで、考えていきたいと考えております。あと、最終的に策定後の周知方法を一応先程課長の方からも申し上げましたけれども、広報誌であったり、出前講座等のいろいろなかたちで周知を図ってきたいと考えております。

一応簡単ですが、皆様から頂きましたご意見の方を挙げさせて頂いたのですけれども、宜しいでしょうか？

(観光物産まちづくり推進課)

ジオパークの目的と理念をもう少し目的の中に入れるというのが、抜けていますか？

(委員)

いえ、理念は一致しているから、入れるかどうかは別として、ジオパークと繋がっているから、上手くそこを書いて頂きたいと。別にそこに入れる必要はないと思います。

(観光物産まちづくり推進課)

大体以上のようなところで宜しいでしょうか？

(委員)

道路網の所ありますね。251号と57号の所。あの中でいちおう愛野も検証されているものですから。地域高規格道路、島原道路ですね。建設中でございますけれども、その辺り

が入っていないから。入るかなという感じが。

(観光物産まちづくり推進課)

高規格道路の部分。

(委員)

入っていなかったから、今建設中だからという。

(観光物産まちづくり推進課)

はい。それは入れていなかったです。新しく道路等、もしくは建造物等。この計画自体は練り直しをしていきますので、その中で盛り込ませて頂きたいと思います。

(委員)

いいですか？

景観に馴染みがないのかもしれませんが、例えば廃屋とか空き家のような所のいろいろな対策は景観の方から何か議論できないのでしょうか。使えないのですかね。

(観光物産まちづくり推進課)

廃屋とか取り壊すとかそういうものでございますか？

これは少し検討させて頂いて。即答をする材料を私共が持っておりませんので。申し訳ございません。

(委員)

最後にお願いが。こういうものに盛り込むのは大変だと思いますけれども、先程課長が活用とおっしゃったけれども、やはり、経済効果。ジオパークもそうですけれども、基本的な所は一つの経済活動として、きちっと成り立っていかないといけないということがありますので、要するにこれは“雲仙市のビジュアルマーチャンダイジング計画”ということだと私は思っているのですね。是非関係の職員さんとか、また審議会とか協議会とかいろいろあると思いますけれども、こういうものは一つのそういう経済活動の経済行為のビジュアル版なのだというところ。そのあたりをコンサルさんもいらっしゃるので、大本の方達の意識の統一を是非お願いしたいと思います。

(観光物産まちづくり推進課)

はい、分かりました。

そのあたりは大丈夫ですかね？テーマとしては。でもそれがないと中々続かないと思うので。

(委員)

そこを是非お願いします。中々かたちにしにくいので。

(コンサル)

策定においては、商工会さんであるとか観光協会さんであるとか、直接的には景観に係りが薄そうなところですが、やはり最終的には活性化とか経済効果という部分も大事ですので、いろいろヒアリングを重ねてきていましたので、また出来上がった折にはそういった所に報告に行かせて頂くとか、そういうことは検討していきたいなと思っております。

(委員)

是非お願いします。

(会長)

いいでしょうか？

(観光物産まちづくり推進課)

はい。

では、今確認させて頂きました、内容につきましては、この景観計画の策定委員会の方で、協議させて頂きたいと思います。

(会長)

はい。

今いろいろな意見が出ましたので、一部修正もありますけれども、大まかについては原案についての承認ということで、お諮りをしたいと思いますけれども。また、一部修正等ということがあれば、それについては事務局から対応していただきたいと思います。

それでは、第1号議案について、議案の通り、一部修正もありますけれども、承認しても宜しいでしょうか？

(委員一同)

異議なし。

(会長)

はい。異議なしとのことでしたので、『雲仙市景観計画（案）への意見』については、原案の通り承認致します。第1号議案については以上です。

では、しばらく休憩をしたいと思います。

報告事項について

(会長)

はい。再開します。

続きまして、その他報告事項として、『都市計画道路の見直しについて』でございます。事務局より説明をお願いします。

(監理課)

失礼致します。担当より説明いたします。

現在雲仙市においては、都市計画道路の見直しを昨年度より長崎県と協働で進めております。本日は、本都市計画審議会のお場をお借りしまして、都市計画道路についての見直しを報告させてもらいたいと思っております。どうぞ、宜しくお願いします。

まず、都市計画道路について簡単な説明をさせてもらいたいと思います。都市計画道路というのは、都市計画法に基づき決定した道路でございます。一般的にいわれる道路法の規定上、国道とか県道、市町村道とは別のものになります。まず決定にあたっては、県の決定、それから市町村の決定の2つの決定があります。都市計画道路の決定をされますと、計画決定域内には、建築行為に係る規制を受けます。規制とは、個人の土地であっても、建物を建てる時に制限がかかるということでもあります。現在、都市計画道路は雲仙市においては、昭和11年に決定した道路が多く残っております。その後整備の予定がないという道路が多く残っております。そのような道路について見直しをすべきということでもあります。具体的には、長崎県の方で平成18年度に、見直しのガイドラインというものを作っており、このガイドラインに沿って、未整備の路線毎に必要性和実現性の評価により、計画についてそのまま存続すべきか、一部を変更して存続すべきか、廃止をするべきか等の評価をしていくということに取り組んでおります。

これは長崎県下の地図でございます。この色が付いている所は都市計画区域内であって、都市計画道路がある所の地図であります。この赤の方は、いわゆる市街化区域、市街化調整区域という線引きの区域の色分けです。このグリーンの方は、そういう線引きがない所の色分けです。長崎県においては13市8町村に、342本の路線が決定しております。総延長が621kmといわれております。

これが県下の都市計画道路の見直し作業の取り組みの状況です。平成18年度に見直しがスタートしています。長崎市の中心部、佐世保市、平戸市、鹿町町が18年度に既に始めております。それから既に見直しが完了している所が、大村市、平戸市、鹿町町で見直しが済んでおります。赤い色が付いている所が雲仙市ですけれど、雲仙市においては昨年度21年度から見直しの業務を進めている所でございます。

この図は、都市計画道路に指定されると建築の制限がかかることを表しています。具体的には都市計画法の54条の方に建築の基準が設けてあります。例えば階数が2階以下、地階を有しないこと。“主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。こういう規制がかかってきます。具体的な例といいますと、ケース

1 からケース 4 までここに表しています。例えばケース 1 の場合は、4 階ですが区域外となりますので建てられます。ケース 2。これは 3 階です。当然 3 階でありますので、これは駄目だということになります。これが区域のイメージですけれども、区域が出ていますので、これは区域内であって、3 階建てですので、駄目だということです。こちらの凡例がこれは木造の家です。これは鉄骨造の家の凡例です。当然区域内であっても、2 階建て木造ですので建てられます。こちらの方は 3 階ですけれども、こちらは 2 階ですので、鉄骨造であって 2 階建てであるので、これは建てられるということになります。ここで混乱するのですけれども、ここに書いていないですけれども、鉄筋コンクリートは駄目だということになります。これが建築制限になります。従いまして、計画決定区域内においてはこれらの規制を受けることになります。

次にこれが雲仙市の都市計画図です。都市計画については、国見の一部、千々石の全域、それから小浜については小浜の海岸と雲仙の中心街、この 4 つの島が都市計画区域に指定されています。従いまして、先程言いました都市計画道路は、この都市計画区域内で決定されています。国見に 4 路線、小浜については海岸線に 1 路線。雲仙には 10 路線が決定しています。補足ですけれども、この中には風致地区とか都市公園、それから下水道、クリーンセンター等々が都市計画決定された位置づけになっております。具体的に都市計画道路について説明します。

これは国見地区を拡大した図です。国見にはこのように 4 つの路線が都市計画決定されています。凡例を見ますと、この黒は都市計画の決定をされて、整備をされているということで、分けております。この赤い凡例は整備がされていない路線を表します。都市計画決定したけれど、計画幅員を満たしていない路線です。これは国見の駅前から、国道 389 に跨ってきてまして、ちょうどこの十字路辺りです約 120m が都市計画決定してまだ未整備のままとなっております。

これは小浜の海岸線です。延長が 2,180m。これは凡例で黒ですので、整備がされているという区分けにしております。位置的にいきますと、小浜の入口の一妙寺から入っていきまして、57 号線が登山口から 251 と重なってきます。この辺りに入潮食堂とあるのですけれども、その手前ぐらいからの延長です。これは整備がされております。

次に雲仙地区の都市計画道路図です。こちらの方は非常に赤が多いのですけれども、未整備の方が多く残っております。凡例に赤の破線があるのですけれども、赤の破線は計画があっても、現道そのものがないという路線です。国道 57 号線においては、4 つの都市計画道路が決定しています。札ノ原入り口から有明ホテル前の区間に新湯札ノ原線 1,740m。新湯札ノ原線からお山の情報館までが約 290m、新湯中央線。それから湯ノ里中央線といいまして、宮崎旅館の前から市道を含めて、ずっと中心を行って東洋館の前まで行って、これが 710m。これから先、仁田峠の入口まで 1,760m の池ノ原線。この赤い色の線が計画幅員を満たしていないということで、未整備ということになります。あと、県道でいきますと、千々石雲仙線。これは都市計画道路でいきますと、別所千々石線というのですけれども、東洋館の前からこの別所ダムのところ約 940m。これは全て整備が済んでいるということで

黒にしています。あと残りが市道に係るものです。青雲荘の前から有明ホテルの区間が新湯小地獄線870m。ここから原生沼を通ってもらってこちらの国道に繋がる所、寺ノ馬場線630m。このメモリアルホールの前くらいから山を突っ切って、尾根伝いに行って県道の区間を寺ノ馬場線340m。それから別所ダム線は、県道から関荘まで行く150m。別所線とは、関荘前から東園前を通して麦酒館横を通して東洋館玄関まで抜けていく460m。市道については、全てが未整備ということになっております。これが雲仙市の未整備の路線の内訳です。

雲仙市における見直し対象路線は、国見に1路線。雲仙に9路線。合わせて10路線です。ご覧になって分かる通り、雲仙地区については昭和11年。70余年未整備のままとということになっております。国見については昭和31年。こちらの方も50年以上、そのままの計画だけが残っていると。規制だけが残っているということになっております。

それから県決定、市町村決定といいましたけれども、そのことについて説明します。ここに書いてあるのですけれど、“国道・県道”、これについては県決定の扱いになります。そして“市道”。これは市の決定に分類されます。従いまして、市道については市の都市計画審議会、皆様にお諮りすることになります。県の決定については、県の都市計画審議会の方で諮ることになります。今後、最短でいきますと、来年末にはある程度の整理ができましたら市の決定の5路線について皆様にお諮りすることになるかと思っております。

これは“見直し作業のフロー図”です。これは県が平成18年度に策定した見直しのガイドラインです。大きく2つの検討をします。この路線が本当に必要なのか。そしてもう一つの視点が本当に実現出来るのか。こういう2つの柱が基本で検証をしていきます。検証した結果、AからD評価します。路線の都市計画について、そのまま存続する、一部変更して存続する、廃止する等の分類をしていきます。これに基づいて住民へ説明し意見を頂きながら対応を検討して行くことになります。住民との調整後にどうすべきかの案を作って、市の都市計画審議会に諮るということになります。これが流れであります。

それでは、“これまでの取り組みと今後について”の一覧を書いております。先程言いましたけれど、昨年から既にこの作業を進めております。今年の2月には、国見地区、雲仙地区において代表者、いわゆる関係自治会の自治会長さん、それからその地区の出身の市議員さんに集まって頂いて、都市計画道路の見直しについての説明をしております。そして先程言いましたフローにあったのですけれど、必要性を検証するために、本年3月に車両通行量台数を調べております。そして今年の4月から、1ヶ月間パブリックコメントを市民全員対象に行なっております。パブリックコメントの結果は、問い合わせが1件もありませんでした。その後ガイドラインに沿って作業を進めて、一旦とりまとめが出来ましたので今年の10月6日に、雲仙地区の代表者の方に寄って頂いて、報告をしております。国見地区も7日に地区の代表者の方に集まって頂いて、報告をしております。今後の予定につきましては、今月の29日に雲仙地区は2時から地区住民説明会。国見においては、同じく29日の夜7時から地区住民説明会を行いう事で進めております。住民のご意見をまとめ必要に応じて修正作業などを行い、再度市民の皆様に説明をして行くことになるかと考えております。その

後住民との意見調整など問題がなければ、法手続きに入ります。県との協議を経て告示、縦覧、都市計画審議会にお諮りし見直しを行なう事で進めてまいります。

(会長)

只今、都市計画道路の見直しについて報告がありましたけれども、何か質問はないでしょうか？はい、どうぞ。

(委員)

国見地区の都市計画道路。駅前線から長さが120mということで、まだ実施はされていないという説明がありましたが、先程の交通量調査とかパブリックコメント、いろいろあるのですが、今のその絵で見れば、駅から国道の次に都市計画道路、横にいった線ですね。それ自体は実施されてかなり広いですよ。そうすると、駅から今のそこまでとまた旧県道というのですか、ちょっと下側に今赤の止まった所がある。それとか黒い多比良港からずっと線引きがしてあって、その黒い所が止まった所がある。あの横は商店街の中なのですが、そうそうそれですね。それまでは町内の方もかなり通行はあるのですが、その駅から今の終点の120m。その通行量というのが、駅には乗る人等が多いわけなのですが、私はそれを見た限り先程のいろいろな評価とかと照合をして、計画を進めていく中ではもう少し下の方、図的には中央保育園とかよりもっと下って下さい。そこです。両方に行く所があるではないですか。

多分交通量としては、ここからこの間というのは、ここともあまり相違はないかと思うのです。この先は広いある程度の幅がありますよね。もちろんここにありますから。そういう面でいけば、ここでストップをした方がいいのか、もう少しこの付近までくれば、この付近からはかなり広いある程度の交通量のある両方が開けた地域があるのですが、もう少し先程のいろいろな調査の結果というのであれば、もう少しこの付近ぐらいまでした方がいいのではないかという感じは受けました。

(監理課)

有難うございます。これは市道と国道389に跨っています。したがってこれは県の決定です。地元の説明会では、2件の要望を出しているとのことが出ています。この道路の計画決定は、幅員11mで二車線となります。要するにこの区間を整備してもこちらはそのままです。ので、あまり実効性は無いのかなという話はでておりました。交通量の台数については、この交差点で調べた時は2千台程度でした。従いまして本来であれば、二車線であれば渋滞は充分緩和出来ますが現状のままだと問題はないのかなという話はしています。いずれにしても本路線は県決定ですので市の法には権限がありませんので、対応については県の方となります。

(会長)

他に何かないでしょうか。

(委員)

いいですか？単純な質問ですけれども。

(会長)

はい。

(委員)

この見直しの期間が、旧小浜の雲仙地区ですね、昭和11年からされて、もう70年ぐらいかかっているのですね。どういうことで見直しをされているのか。

(監理課)

この取り組みについては、国の指導があります。全国的に計画だけで整備の見込みがない都市計画道路が多く残っており問題視されてきたという背景があります。従いまして、国が平成13年度に全国的にそういう都市計画道路については見直しをしろという指針が出されております。これを受けて、長崎県の方で平成18年度にガイドラインを作ったということになります。この取り組みは、雲仙地区だけではないということでご理解をして頂ければと思います。当時は私も生まれていませんでしたから、ものすごく気の遠くなるような感じです。雲仙市としても、県のガイドラインに沿って見直し業務を進めております。本当に必要であれば残す、必要でなければ見直すというかたちを取りたいと思っております。

(委員)

昭和11年というと私も生まれていないので、常識的に考えてなぜ70年いくらもかかって、今更特にこういうかたちで出てくるのかなと単純に思いまして。分かりました。

(委員)

私事で単純な疑問なのですが、『見直し作業のフロー図』の所に、グレーの“規定の道路計画に関する評価”ということで、“整備事業の実現性に関する評価”のところにランニングコストの検討はなされないのかなというのが、非常に疑問に思っています。要は道路を造ったのはいいけれども、その後結構上の方を剥がしては直し、としているではないですか。ああいうのでランニングコストが非常にかかると思うのですけれども、造った後にどのくらい費用が掛かるのかというのは、あまり検討されないものなのですかね。

(監理課)

都市計画道路の整備については、実施されておられませんので工事の一貫性等の疑問の事例は把握しておりません。道路の計画決定とは、例えばこれが現道としますよね。そうしたら計画決定が両側に広く掛かっています。現道はこれだけだけれど、将来ここまで広げましょうと計画決定します。計画区域で個人の土地であっても先程言いました54条の規制が掛かり自分の好き勝手には建てられない事となっております。その様な状態に問題があり検証を行っております。検証においては、必要性和実現性2つの大項目で行います。具体的には、必要性には、“交通処理上の必要性”と“土地利用上の必要性”、“都市構造上の必要性”。実現性については、“地域社会への影響”、“地形や自然環境との適合性”、“個性的なまちづくりへの影響”と、事細かに分析を行ないます。

その中の一つとして、交通量を調べて本当に見直しが必要があるのかというかたちで残していきます。地域社会への必要性については、道路整備による家屋移転により集落は消失してしまうのではないかと。それぞれ検証をしていきます。“地形や自然環境との適合性”、において地形と線形の検証では、道路構造令という法律に即すことになります。その構造令の基準に合う道路でなければ、その道路は認められません。構造令というのは、例えばカーブや縦断の勾配に決まりがあります。昭和11年の計画決定の線形が今の法律で合っているのかどうかというのを検証します。検証項目に車両通行台数調査を行いますのでランニングコストの検証としてのひとつではないかと思います。

(会長)

良いでしょうか？それでは以上で『都市計画道路の見直し』についての報告を終わります。以上をもちまして、全ての議事を終了します。ご協力を賜りありがとうございました。

(監理課)

会長ありがとうございました。また委員の皆様方ありがとうございました。最後ですけれども、今後のスケジュールにつきまして、説明致したいと思います。まずは、観光物産まちづくり推進課からお願いします。

(観光物産まちづくり推進課)

はい、ありがとうございました。先程皆様方からご意見を頂きました、景観計画につきましては、策定委員会をこの後開催致します。それと並行致しまして、景観条例につきまして市議会の方に協議を頂く予定で現在その準備を進めているところでございます。希望と致しましては、来年4月1日から条例の施行、それから景観計画を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

(事務局)

次に監理課からお願いします。

(監理課)

都市計画道路の見直しにつきましては、先程もご説明致しました通り、11月29日の曜日に国見地区・雲仙地区でそれぞれ説明会を開催する予定となっております。早ければ来年の夏頃に、本審議会へお諮りすることとなりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

(会長)

それではこれもちまして、第5回雲仙市都市計画審議会を終了致します。本日は有難うございました。

以上